

有害図書類区分陳列等実態調査結果

区 分		管内店 舗数(A)	調査実 施店舗 数(B)	(B)のう ち有害 図書類 等取扱 店舗数	有害図書类等取扱店舗の調査結果						調査率 (B/A)
					区分陳列の有無		区分陳列表示の有無		包装の有無		
					有	無	有	無	有	無	
令和 5 年度	コンビニ	3,448	1,119	12	6 (50.0%)	6 (50.0%)	6 (50.0%)	6 (50.0%)	7 (58.3%)	5 (41.7%)	32.5%
	書店	499	168	72	59 (81.9%)	13 (18.1%)	59 (81.9%)	13 (18.1%)	57 (79.2%)	15 (20.8%)	34.6%
	ゲーム販売店	294	99	83	66 (79.5%)	17 (20.5%)	71 (85.5%)	12 (14.5%)	71 (85.5%)	12 (14.5%)	33.2%
	がん具店	94	29	20	19 (95.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)	4 (20.0%)	14 (70.0%)	6 (30.0%)	29.9%
	その他	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.0%
	計	4,335	1,415	187	150 (80.2%)	37 (19.8%)	152 (81.3%)	35 (18.7%)	149 (79.7%)	38 (20.3%)	32.7%
令和 6 年度	コンビニ	3,380	893	5	1 (20.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	26.4%
	書店	432	116	55	52 (94.5%)	3 (5.5%)	51 (92.7%)	4 (7.3%)	54 (98.2%)	1 (1.8%)	26.9%
	ゲーム販売店	294	94	75	62 (82.7%)	13 (17.3%)	60 (80.0%)	15 (20.0%)	72 (96.0%)	3 (4.0%)	32.0%
	がん具店	96	37	22	20 (90.9%)	2 (9.1%)	19 (86.4%)	3 (13.6%)	19 (86.4%)	3 (13.6%)	38.5%
	その他	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.0%
	計	4,202	1,140	157	135 (86.0%)	22 (14.0%)	131 (83.4%)	26 (16.6%)	147 (93.6%)	10 (6.4%)	27.1%
令和 7 年度	コンビニ	3,360	790	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	26.4%
	書店	413	120	50	50 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (98.0%)	1 (2.0%)	49 (98.0%)	1 (2.0%)	30.0%
	ゲーム販売店	287	89	68	62 (91.2%)	6 (8.8%)	58 (85.3%)	10 (14.7%)	67 (98.5%)	1 (1.5%)	30.9%
	がん具店	89	20	11	11 (100.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	230.0%
	その他	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.0%
	計	4,149	1,019	131	125 (95.4%)	6 (4.6%)	120 (91.6%)	11 (8.4%)	129 (98.5%)	2 (1.5%)	27.1%

※括弧内は、有害図書类等取扱店舗数に占める割合を表示。

【愛知県青少年保護育成条例(抜粋)】

(有害図書類の陳列方法の規制)

第七条 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧することができないように、規則で定める方法により包装しなければならない。

2 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、規則で定める方法により陳列しなければならない。

3 図書類取扱業者は、前項の有害図書類の陳列場所に青少年の購入若しくは借受け又は閲覧、視聴若しくは聴取を禁ずる旨を掲示しなければならない。

4 知事は、図書類取扱業者が前3項の規定に違反して有害図書類を陳列していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該有害図書類を包装し、若しくはその包装の方法を改善し、当該有害図書類の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項の掲示をし、若しくはその掲示の方法を改善すべきことを勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 前各項の規定は、図書類取扱業者が法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

【愛知県青少年保護育成条例施行規則(抜粋)】

(有害図書類の包装の方法)

第二条の二 条例第7条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) ビニール袋等により有害図書類全体の包装を行うこと。
- (2) 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、有害図書類を容易に閲覧することができないようにする方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列の方法)

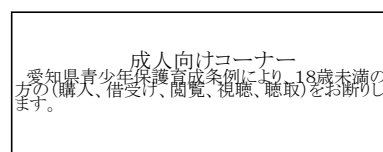
第二条の三 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、有害図書類のみをまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類を陳列すること。
- (5) 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類を他の図書類と明確に区分する方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列場所の掲示)

第三条 条例第7条第3項の規定による掲示は、様式第2によつてしなければならない。

様式第2



用紙の大きさ 縦10センチメートル、横25センチメートル